

施策 の 紹介

東海地震対策

東海地震が起こるといわれてから二十年。この間の新たな学術的見地などを踏まえた地震対策を進めていくために、この三月、「東海地震に関する専門調査会」が設けられました。調査会では、東海地震の発生メカニズムの再評価と、災害が発生すると予想される範囲の調査検討などを行っています。

東海地震とは

駿河湾から四国沖（駿河トラフから南海トラフ）にかけてのプレート境界では、有史以来、マグニチュード8クラスの大規模地震が

百年から百五十年程度の間隔で発生していることが判明しています。

一八五四年に南海トラフ沿いに発生した安政東海地震の際、駿河トラフ沿いの破壊も同時に起こっ

る地震が「想定東海地震」です。

大規模地震対策 特別措置法

たと考えられていますが、前回の大規模地震である一九四四年の東南海地震では未破壊のまま取り残されており、駿河トラフ沿いに大規模な地震が発生する可能性が高いと考えられます。この予想され

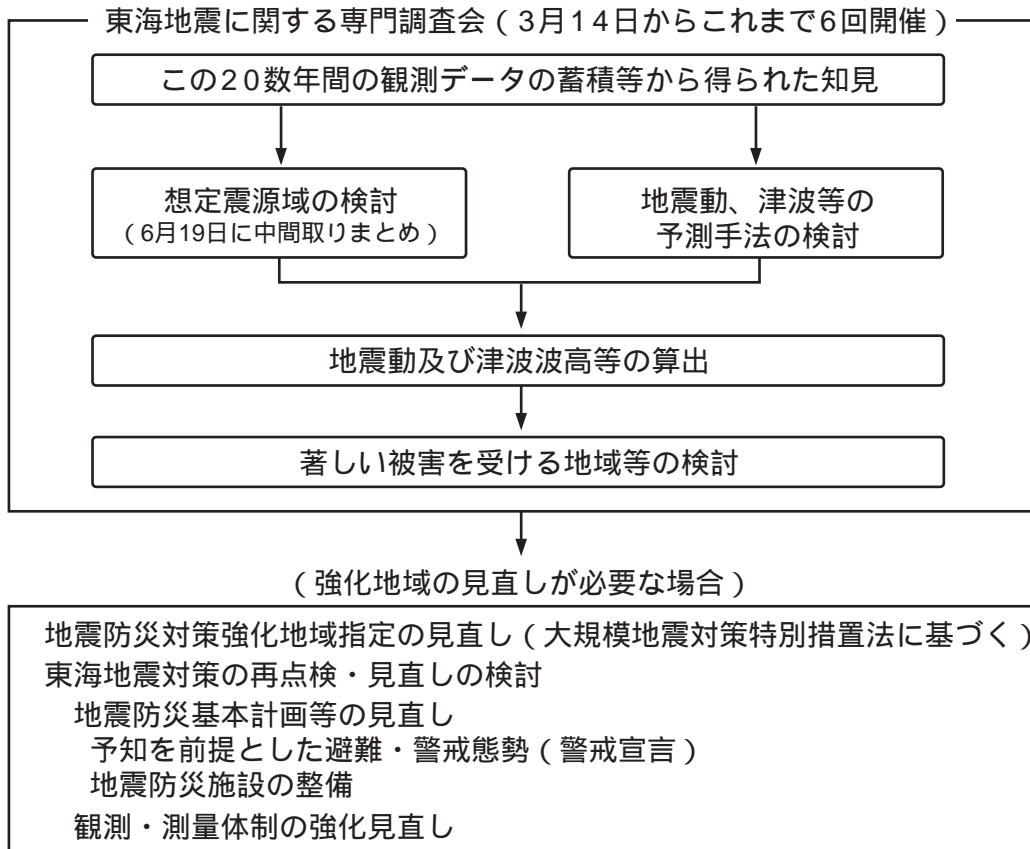
東海地震対策については、昭和五十三年に策定された大規模地震



「東海地震に関する専門調査会」における検討

東海地震については、平成13年1月26日の中央防災会議において内閣総理大臣から、「大規模地震対策特別措置法の成立以来、四半世紀が経過しており、その間の観測態勢の高密度化・高精度化や観測データの蓄積、新たな学術的知見等を踏まえて、地震対策の充実強化について検討する」よう指示があった。

これを受け、学識者からなる「東海地震に関する専門調査会」を設置し、東海地震が発生した場合に、強い震動や津波等により著しい災害が発生すると予想される範囲についての調査検討を行い、秋ごろを目途に結論を得ることとしている。

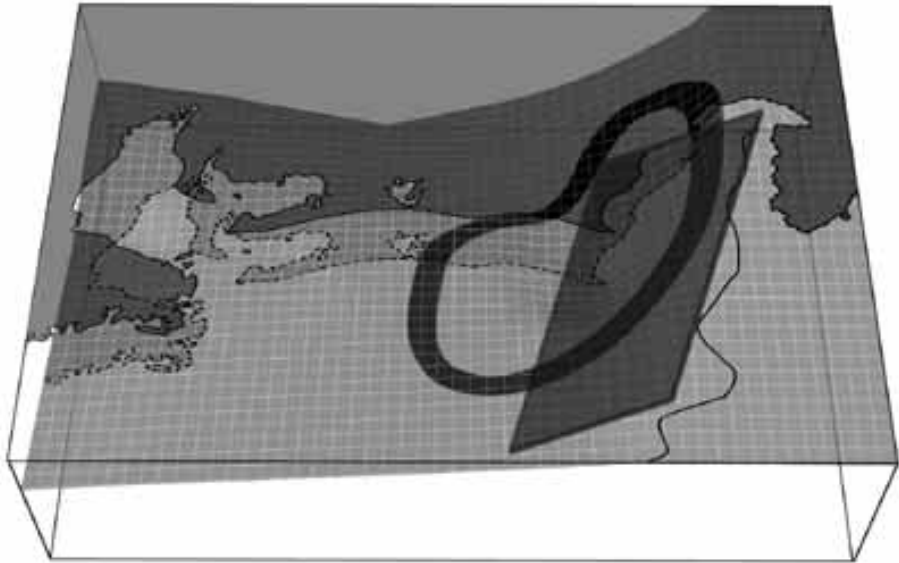



対策特別措置法に基づいて指定された東海地域の静岡県をはじめとする六県百六十七市町村の地震防災対策強化地域において、観測及び測量を強化し、地震予知に万全を期しています。地震の発生が予知された場合は警戒宣言を発し、住民の避難や道路の交通規制などの地震防災応急対策を講じることに、被害の抑制を図ることにしています。


東海地震に関する 専門調査会を設置

平成十三年一月の中央省庁の再編に伴い、中央防災会議も一層の機能強化と活性化を行うことになりました。東海地震については、平成十三年一月二十六日の中央防災会議において、内閣総理大臣から、「大規模地震対策特別措置法

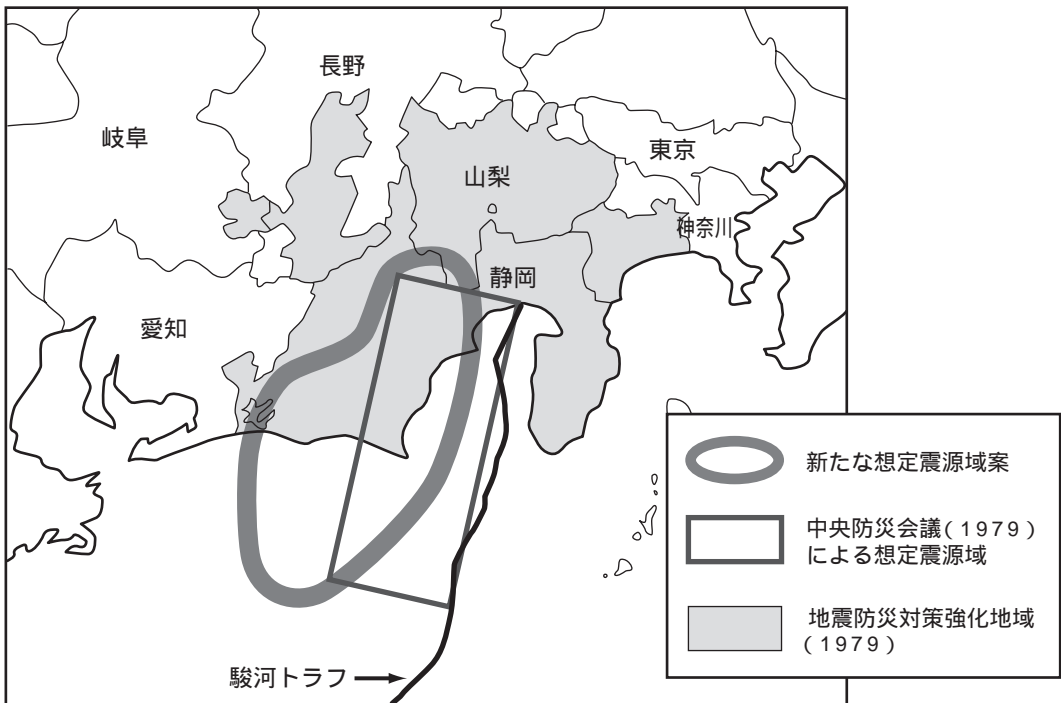
新たな想定震源域と中央防災会議による想定震源域




 : 新たな想定震源域案

 : 中央防災会議（1979）による想定震源域

新たな想定震源域と現行の地震防災対策強化地域



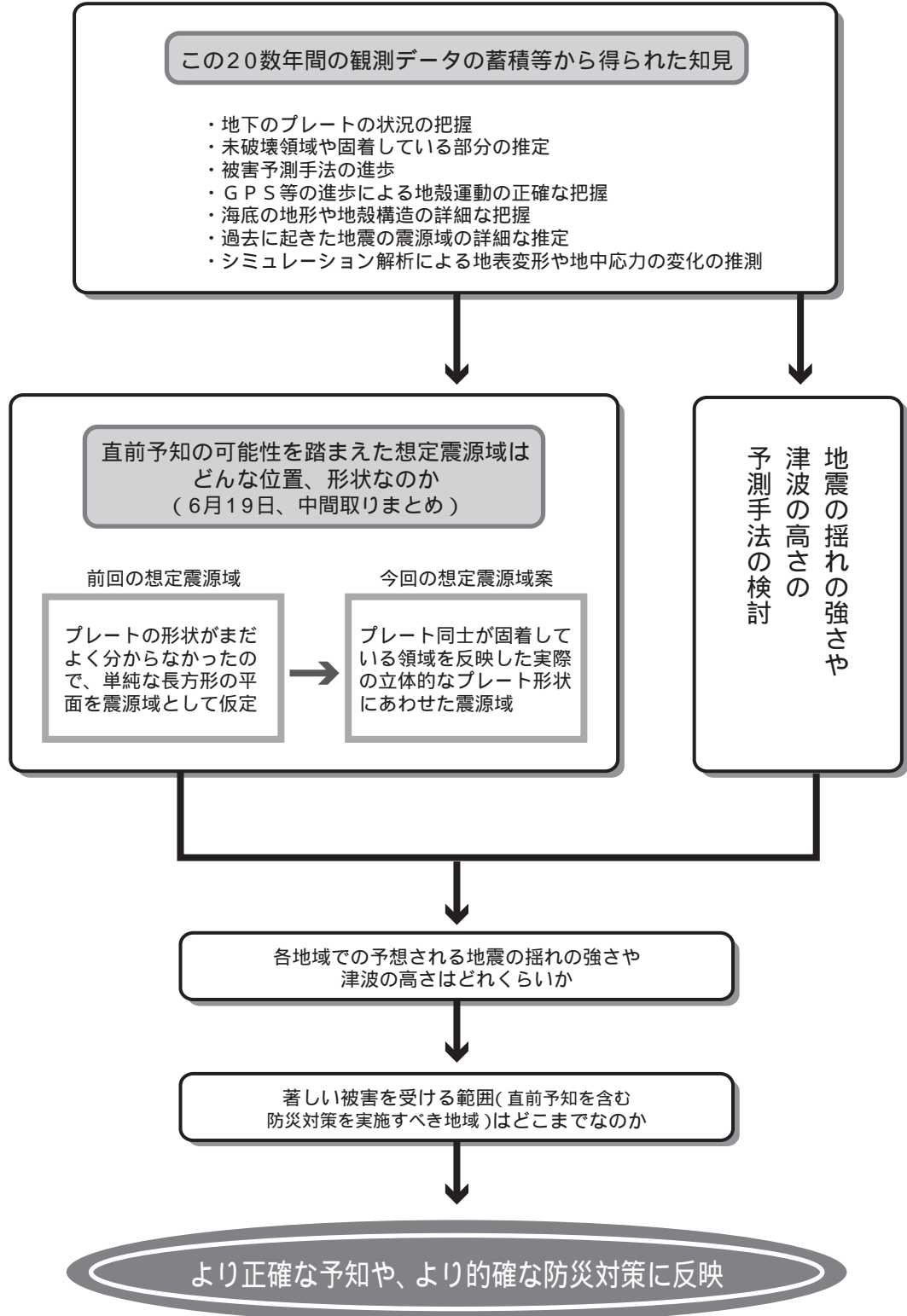
 新たな想定震源域案

 中央防災会議（1979）による想定震源域

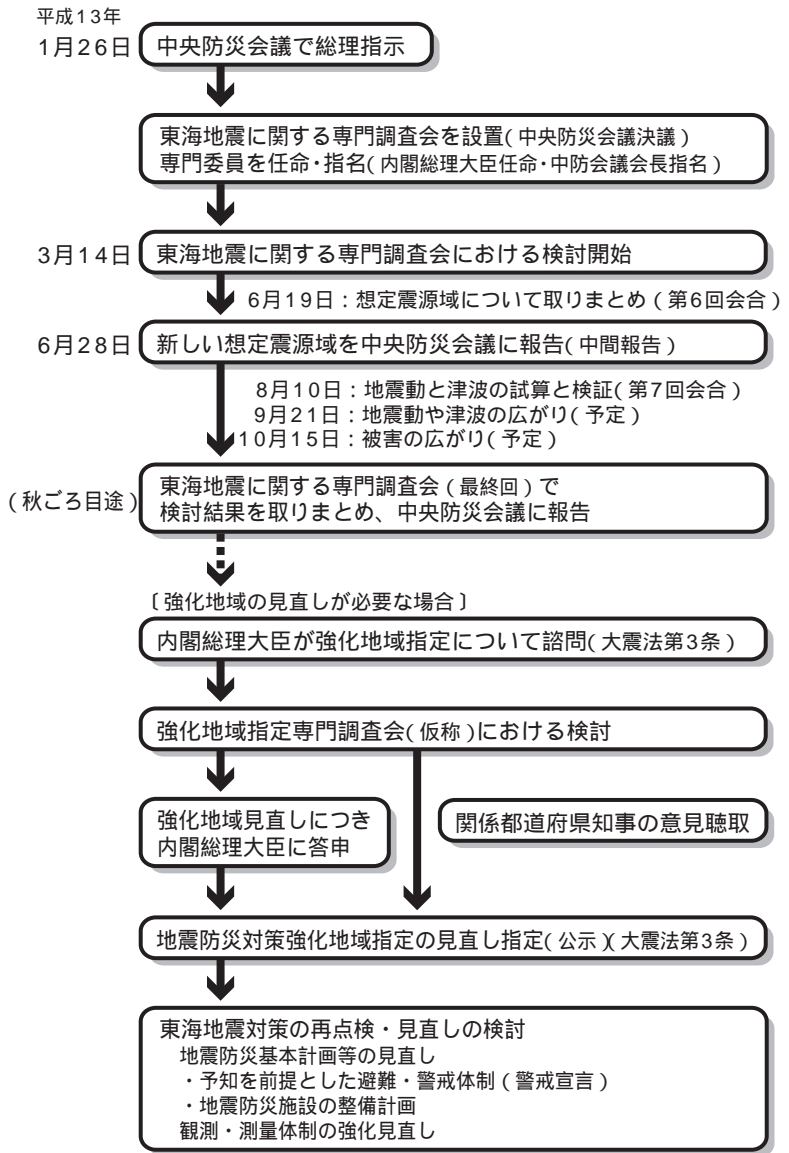
 地震防災対策強化地域（1979）



東海地震に関する専門調査会の検討の流れ



地震防災対策強化地域指定等の流れ



の成立以来四半世紀が経過して
り、その間の観測態勢の高密度
化・高精度化や観測データの蓄
積、新たな学術的知見等を踏ま
えて、地震対策の充実強化につ
いて検討する」よう指示があり、その

ための専門調査会を設置するこ
とが決定されました。
これを受け、溝上恵・中央防
災会議委員を座長とし、そのほか
五人の学識者などからなる「東
海地震に関する専門調査会」を設

し、東海地震の発生メカニズ
ム(予想震源域、断層モデル)を再
評価し、東海地震が発生した場合
に強い震動や津波により著しい災
害が発生すると予想される範囲に
ついて調査検討を行っています。

(内閣府)

「東海地震に関する専門調査会」
では検討を進めるに当たって、そ
の検討課題の専門性にかんがみ、
大まかに「主として震源モデルを
検討する会合」と「主として地震
動の分布について検討する会合」
に分け、検討を行っています。
三月十四日に第一回専門調査会
が開催されるなど、これまで六回
の専門調査会が開催され、第六回
会合においては、新たな知見等を
踏まえた想定東海地震の震源域が
取りまとめられました。

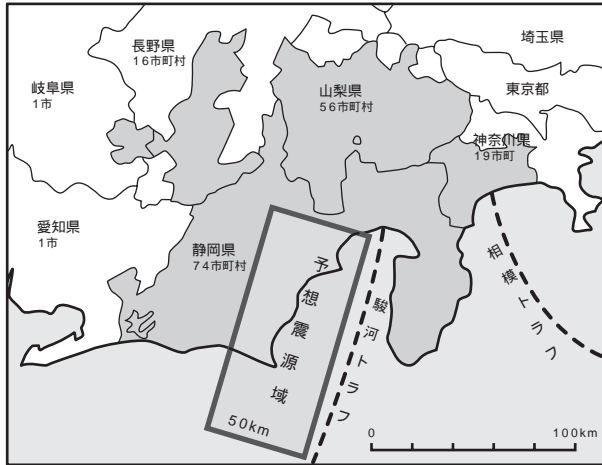
今後、想定東海地震が発生した
場合に著しい被害を受ける範囲に
ついて検討し、おおむね秋ごろを
目途に検討結果をまとめ、中央防
災会議に報告することになっていま
す。その結果、強化地域などの見
直しが必要と判断される場合に
は、大規模地震対策特別措置法の
規定する手続に従い、強化地域を
見直すとともに、必要な防災対策
を講じていくことにしています。



東海地震対策の推進

東海地震については、大規模地震対策特別措置法(昭和53年制定)に基づき、静岡県を中心とする6県167市町村を地震防災対策強化地域に指定し、対策を講じている。

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域及び予想震源域〕



地震防災対策強化地域の指定

(H12.2現在)

地震予知のための観測・測定の強化

- ・地震計約210か所、^{ひずみ}歪計約40か所、傾斜計約50か所、伸縮計約10か所、潮位計約25か所、地下水位計約10か所

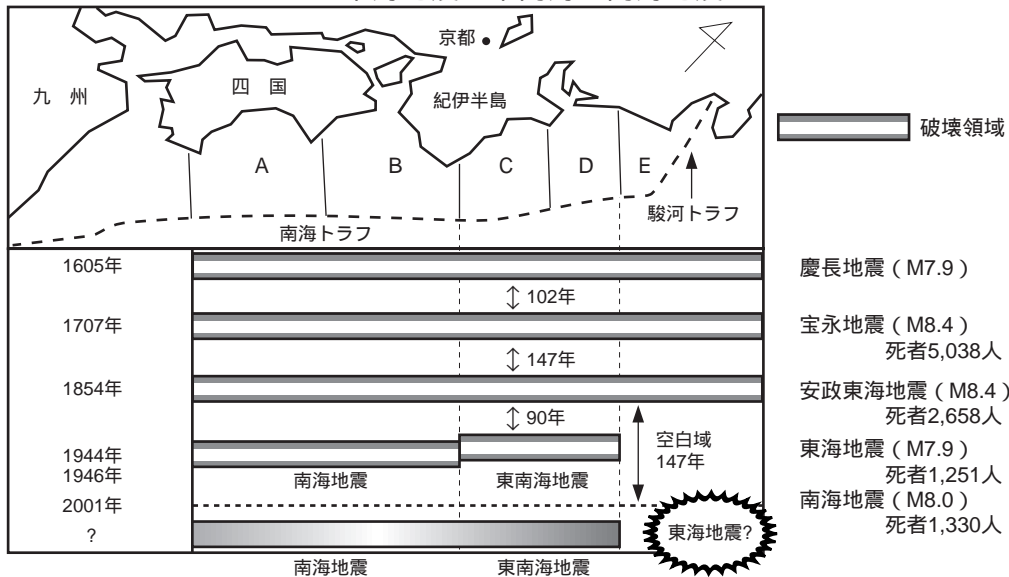
予知を前提とした避難・警戒体制の構築

- ・中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成(平成11年7月に修正)
- ・指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成
- ・民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成

予防対策の推進

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(議員立法)に基づき避難地、避難路等の整備を推進
- ・税制上の特例により、動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進

東海地震と東南海・南海地震



東海地震：東南海地震(1944)で歪みが解放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震が発生してもおかしくないとみられている。

東南海・南海地震：おおむね100~150年の間大隔で発生しており、今世紀前半での発生が懸念されており、中部圏、近畿圏などの防災対策を早急に確立していく必要がある。